



## 医療と介護 両方のサービスを利用している世帯の 負担を軽減する制度が始まります

世帯内の国民健康保険および長寿医療制度（後期高齢者医療制度）加入者、被用者保険加入者は、それぞれの加入保険ごとに1年間の医療費と介護費の自己負担額を合計し、下記の自己負担限度額を超えた場合に、その超えた額が支給されます。

支給は、医療保険（各保険者ごと）が「高額介護合算療養費」、介護保険が「高額医療合算介護サービス費」として、医療分と介護分の割合によりそれぞれから支給されます。

### ◆支給対象

世帯内の同じ医療保険で、医療保険と介護保険の両方で自己負担があった世帯が対象。

### ◆自己負担限度額（年額）

年齢や世帯の所得に応じて限度額が決まります

所得区分	医療保険+介護保険 (70歳未満)	医療保険+介護保険 (70～74歳)	長寿医療+介護保険 (75歳以上)
現役並み所得者 (上位所得者)	126万円(168万円)	67万円(89万円)	67万円(89万円)
一般	67万円(89万円)	56万円(75万円)	56万円(75万円)
低所得者 (住民税非課税世帯)	34万円(45万円)	Ⅱ 31万円(41万円)	31万円(41万円)
		I 19万円(25万円)	19万円(25万円)

※平成21年度は経過措置により平成20年4月から平成21年7月までの16カ月で計算され（ ）内の額となります。

※所得区分は、毎年7月31日現在の医療保険の所得区分が適用されます。

### ◆対象期間

通常、毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間の医療保険と介護保険の自己負担額をもとに支給額を計算します。

### ◆経過措置

この制度は平成20年4月に開始されたため、今年度は経過措置が設けられています。

**【A・Bそれぞれの支給額を比べて、大きい方の額が支給されます】**



Ⓐ16カ月間で算出された支給額＝多  
Ⓑ12カ月間で算出された支給額＝少



Ⓐ16カ月間で算出された額が支給額

Ⓐ＝平成20年4月1日から平成21年7月31日までの16カ月間で計算した支給額

Ⓑ＝平成20年8月1日から平成21年7月31日までの12カ月間で計算した支給額



Ⓐ16カ月間で算出された支給額＝少  
Ⓑ12カ月間で算出された支給額＝多



Ⓑ12カ月間で算出された額が支給額

### ◆支給額の計算

- 平成21年7月31日現在に加入している医療保険者が計算をします。
  - 国民健康保険や長寿医療制度加入者⇒登米市・後期高齢者医療広域連合が計算
  - 上記以外の保険や共済組合加入者⇒加入している医療保険者（事業所）が計算
- 同一世帯でも、異なる医療保険との合算はできません。
- 高額療養費、高額介護サービス費などで戻った金額は除かれます。
- 自己負担限度額を超えた額が500円以下の場合には支給されません。

### ◆このように負担が軽減されます

(例) 夫婦とも72歳で、夫が医療サービス、妻が介護サービスを受けている世帯の場合  
(低所得者Ⅱ・12カ月で計算)

■これまでは  
1年間で医療保険：30万円  
介護保険：30万円  
**年間負担：60万円**



■これからは  
1年間で60万円を支払った後、  
合算療養費そのままの支給申請を  
すると、限度額31万円を超えた  
29万円が支給されます。  
**年間負担：31万円**



### ◆申請手続き

#### 国民健康保険・長寿医療制度加入者

合算制度の支給対象となる被保険者の人には、11月以降にお知らせします。ただし、次に該当する場合、申請の対象となる旨のお知らせができない場合があります。自己負担限度額などを参考に、支給の対象になるかを確認してください。  
○平成20年4月1日から平成21年7月31日までの間に、  
・市町村を越えて転居をした人。  
・他の医療保険から国民健康保険または長寿医療制度に移った人。  
※上記の場合、異動前の医療保険者または介護保険者からの自己負担額証明書が必要です。

#### 被用者保険（全国健康保険協会・共済組合など）加入者

加入している医療保険者（事業所など）にお問い合わせください。なお、介護サービスの利用者には、11月以降に自己負担額証明書交付申請のお知らせをします。ただし、医療分と合算しても支給対象とならない場合がありますので、注意してください。  
※手続き方法、支給時期などは各保険者によって異なりますのでご注意ください。

【問い合わせ】	国民健康保険について	市民生活部国保年金課	保険給付係	☎0220 (58) 2166
	長寿医療制度（後期高齢者医療制度）について	市民生活部国保年金課	年金医療係	☎0220 (58) 2166
		宮城県後期高齢者医療広域連合		☎022 (266) 1021
	介護保険について	福祉事務所長寿介護課	介護給付係	☎0220 (58) 5551

## 医療費助成を受給されている皆さんへ

心身障害者医療費助成などの受給者で、すでに助成を受けている場合、高額介護合算療養費支給分が超過払いとなるため、医療費の調整または返還が生じます。該当者には別途ご連絡いたします。

- 【問い合わせ】 ◇心身障害者医療費助成について  
福祉事務所生活福祉課 障害福祉係 ☎0220 (58) 5552  
◇母子・父子家庭、乳幼児医療費助成について  
福祉事務所子育て支援課 児童福祉係 ☎0220 (58) 5562